

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

1 お子様の健康観察について

今まで行っていた「健康チェックリスト表」の学校への提出は廃止します。

ただし、お子様の健康状態を把握することは重要です。引き続き、登校前にお子様の健康状態の確認をお願いします。

2 お子様に症状が見られた場合について

風邪やインフルエンザの症状と新型コロナウイルス感染症の症状は非常に似ていることから、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、必ず自宅で休養し登校を控えるようお願いします。

なお、オンラインでの学習については欠席扱いにはなりません。学校へご相談ください。

3 学校での感染防止対策について

学校では、健康観察の実施・換気の確保・手洗い等の手指衛生・咳エチケットの指導を行っていきます。

なお、学校で学級閉鎖が起こっている場合や、地域で感染が広がっている場合には、一時的に距離の確保や対面や大声での活動を控えることもあります。

4 学級閉鎖基準の見直しについて

専門家等の助言もいただき、季節性インフルエンザと同等の基準とします。

陽性と診断された子や発熱等の症状がある子が学級で急激に増加傾向にある場合、学校医と相談の上、学級閉鎖を行います。

5 登校判断について

お子様の感染が判明した場合、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでの期間」は出席停止となります。(欠席扱いにはなりません)

詳しくは、別紙「5月8日以降の児童生徒等の登校判断」について表にまとめていますので、ご参照ください。